

自然環境保全活動支援事業 実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、自然環境保全活動支援事業を実施するにあたり、北九州市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、市民が取り組む自然環境に関する保全活動や普及啓発活動を支援することにより、市民の自主的かつ継続的な活動を推進し、本市の自然環境を守り育むことを目的とする。

(対象活動)

第3条 本事業で支援の対象となる活動は、市民が主体的に取り組む自然環境に関する保全活動や普及啓発活動であって、別表第1に該当するもののうち、当該年度の3月31日までに完了できるものとする。ただし、当該年度において、本市の他の制度により補助金等を交付されている場合を除く。

(対象団体)

第4条 本事業で支援の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内で活動を行っている団体、又は今後活動を行おうとする団体であること
- (2) 特定の政党若しくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係のある団体でないこと
- (3) 営利を目的とした団体でないこと
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する団体（者）でないこと
- (5) その他助成を行うことが不相当と認められる団体でないこと

(対象経費)

第5条 支援の対象となる経費は、活動に直接必要と認められる経費であって別表第3に該当するものとし、消費税に相当する額も含めることができるものとする。ただし、活動に必要な経費であっても、別表第4に該当するものは、支援の対象外経費とする。

(補助金の額)

第6条 1団体に対する補助金の額は、対象経費の10分の10、10万円を限度とする。

ただし、対象経費の妥当性や当該年度の予算額により額を調整するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算計画書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(検討会の設置)

第8条 補助金を交付する活動の選考にあたり、市に検討会を設置する。

2 検討会は別表第2に基づき、また当該年度の予算額と申請件数を勘案し、補助対象活動及び補助金の交付金額を検討する。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条で検討した結果を参照し、補助金を交付する活動及びその金額を決定したときは、その旨を補助金の交付を申請した団体(以下「交付団体」という。)に補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(補助金の取り消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付団体に損害を与えても市長はその補償の責めを負わない。

- (1) 第4条に掲げる団体に該当しなくなったとき
- (2) 交付決定を受けた活動の全部又は一部を遂行できなくなったとき
- (3) 本事業の目的に沿わなくなったとき
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき

2 市長は補助金の決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命じなければならない。

3 交付団体は補助金の返還を命じられたときは、速やかに市長へ返還しなければならない。

(完了報告)

第11条 交付団体は、交付決定を受けた活動が完了したときは、活動終了後20日以内に完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績書(様式第6号)

- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する完了報告を受けた場合は、関係書類を審査又は必要に応じて現場確認検査等を行い、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は前項の規定により、補助金の額を確定したときは、速やかに補助金確定通知（様式第8号）により交付団体に通知する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

（電子情報処理組織による申請等）

第14条 第7条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第7条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

付 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行し、平成23年度に行われる事業から適用する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。